

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年6月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400200 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2500003 号

## 第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 3 年生

住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 8 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 36 年 6 月

本人のノート (家計簿) に昭和 36 年 9 月 18 日に 4 月分、5 月分、6 月分の年金を 300 円納めていたと記載してある。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

本件訂正請求の受付 (令和 6 年 8 月 19 日) 時点における国民年金法第 14 条の 2 第 2 項によれば、被保険者又は被保険者であった者 (以下「被保険者等」という。) が死亡した場合においては、未支給の年金 (年金 (保険) 給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金 (保険) 給付でまだその者に支給しなかったもの) の支給を請求できる者又は被保険者等の死亡に伴う給付を受けることができる者は、国民年金原簿に記録された、死亡した者に係る特定国民年金原簿記録 (被保険者等の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。) が事実でない、又は国民年金原簿に死亡した者に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、死亡した者に係る国民年金原簿の訂正の請求をすることができる」とされている。

本件訂正請求について、国 (厚生労働大臣) から年金 (保険) 給付の裁定に係る事務を委託されている日本年金機構は、①「請求者は被保険者等の死亡に伴う未支給年金の受給権者に該当しない」、②「請求者は被保険者等の死亡に伴う保険給付の受給権者に該当しない」と回答していることから、当該回答について、以下のとおり検証を行った。

国民年金法第 102 条及び厚生年金保険法第 92 条において、年金 (保険) 給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金 (保険) 給付の支給を受ける権利は、支払期月の翌月の初日から 5 年を経過したときは、時効によって消滅するとされているところ、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律第 1 条及び第 2 条

において、年金の受給要件や年金額に影響を与える記録訂正がなされた場合は消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく（保険）給付を支払うとされている。

前述の①については、仮に請求期間の記録が訂正されたとしても、請求者の夫（以下「夫」という。）の死亡当時において適用されていた国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第15条及び厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第32条に規定される（保険）給付のうち、昭和8年\*月生まれで昭和36年\*月に死亡した男性である夫に対して、受給権が発生し得た給付はない。

したがって、日本年金機構の回答のとおり、請求者は、夫に係る未支給の年金の支給を請求することができる者には該当しない。

前述の②については、旧国民年金法第15条及び旧厚生年金保険法第32条に規定される（保険）給付のうち、夫の死亡に伴い請求者に受給権が発生し得る給付は、旧国民年金法による寡婦年金及び死亡一時金並びに旧厚生年金保険法による遺族年金である。

しかしながら、夫の国民年金保険料納付済期間は2か月及び厚生年金保険被保険者期間は3か月であるところ、寡婦年金については、国民年金保険料納付済期間10年以上、死亡一時金については、同期間が3年以上必要であるため該当せず、遺族年金については、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上必要であることから、仮に請求期間の記録が訂正されたとしても、いずれの給付についても、受給権は発生しない。

したがって、日本年金機構の回答のとおり、請求者は、夫の死亡に伴う給付を受けることができる者にも該当しない。

よって、本件訂正請求は、国民年金法第14条の2第2項に規定する請求者適格を有していない者からの請求であり、却下することが妥当である。